

# 中間報告書

平成26年3月

善通寺市中小企業競争力会議  
善通寺商工会議所

# 善通寺市中小企業競争力会議中間報告

平成26年3月

## はじめに

平成23年夏より善通寺商工会議所において中小企業振興基本条例の制定が検討課題となり、その後、各部会での検討と、新たに設置された振興条例準備会での条例案研究を経て、平成24年9月、善通寺市長に条例制定の要望書を提出しました。

市においても検討が重ねられ、市と商工会議所との共同研究を経て、平成25年9月市議会に条例案が提出され、継続審査を経て、12月市議会において「善通寺市中小企業振興基本条例」として成立し、施行は平成26年4月1日と定められました。

一方、条例制定の動きと並行して、中小企業の振興を民間レベルで検討する会議の必要性が求められ、商工会議所内に「善通寺市中小企業競争力会議」を設置いたしました。

この中間報告書は、中小企業競争力会議における協議経過を整理するとともに、各委員が自らの課題として中小企業振興策を論じ、自由な雰囲気のなかで、なおかつ真剣に討議した内容をまとめたものです。

## 中小企業競争力会議設置の趣旨

これまで善通寺市には官民ともに中小企業の振興について協議する場がありませんでしたが、基本条例の制定により中小企業の振興施策を総合的に推進するための調査審議機関として「中小企業振興会議」が条例設置されます。

この会議は、市の重要課題について調査審議する内部機関であるため制度的な制約があり、また頻繁に開催することにも多少無理があります。

そこで、条例設置の会議とは別に検討組織を立ち上げ、市、商工会議所、事業主等が委員となり、様々な立場から、自由に、幅広い視野に立って議論する場をつくることとしました。

会議は可能な限り毎月開催し適時なテーマ定めて協議します。

ここで協議された検討結果は報告書としてまとめ、市、商工会議所等へ政策提案を行います。また、自らも中小企業振興に参画いたします。

## 会議の概要

平成25年9月に準備会、10月に第1回会議を開催し、平成26年3月までに9回の会議を行いました。

中小企業振興基本条例の施行が平成26年4月1日となることから、3月末に最初の中間報告書をまとめることとし、概ね月2回のペースで会議を重ねてきました。

会議の前半は、本市の中小企業振興のために何をすべきか、何ができるのかをワークショップ方式で検討し、「善通寺市中小企業活性化マトリックスシート」として取りまとめ、会議後半は、まず検討すべきテーマを三つ選択し、そのテーマについて議論を行いました。

## 検討結果

### 1. 中小企業活性化マトリックスシートの作成

中小企業振興のための具体的な事業について、実現可能性や困難性の議論は置いて、想定できるものすべてを描くこととしました。

その手法として、別図のように縦軸をコスト、横軸をスピード（時間・やり易さ）の基準で9等分しマトリックス化しました。

また、65項目の事業を以下のようにジャンル分けしました。

- A : 調査分析
- B : 企画開発
- C : 情報発信
- D : インフラ整備（ソフト・ハード）
- E : 観光・イベント・グルメ
- F : 市民参加
- G : 事業承継・人材育成
- H : 推進体制

もとより、ここに表示した各事業がすべて実現できるとは思い難く、その効果も測り難いものがありますが、議論のベースとして提示します。

また、このマトリックスシートは固定的なものでなく、追加・修正・削除を行なながら精度を高めていく予定です。

## 2. 当面の検討テーマの選択

中小企業振興基本条例の施行により、平成26年度は事業の初年度にあたります。

そこで、当会議は、まず取り組むべき事業や、早急に検討を要する課題について選択し、会議で出された意見をまとめ中間報告書として提言することとしました。

選択したテーマは3点です。

### ① 実態調査の実施

中小企業振興基本条例を制定した先進地が最初に取り組んだことは実態調査であり、本市においても優先すべき事業です。会議では、その具体的手法にまで検討をすすめました。

### ② まんでがんプラザ跡地の有効利用

当地はビルが取り壊されて更地となった市有地です。中心市街地の交差点にあることから有効な利活用が望まれます。早急な検討を要する課題であります。

### ③ 中小企業振興基本条例のPR

制定された基本条例が市民や事業主に広く知れ渡っているとは思われません。まず知っていただく、そして理解していただく、さらに使っていただくことが必要と考えます。そのためのPR手法を事業提案します。

選択したテーマの検討結果を次に示します。

# 検討テーマⅠ 中小企業実態調査の実施

マトリクスシートジャンル 「A:調査分析」

マトリクスシートナンバー 「42」

## 1. 要旨

中小企業の振興を図る上で、計画策定と施策実施の基本となるものは実態の把握と分析です。

しかしながら、現在、市内中小企業の現状を把握した調査データーはありません。

中小企業振興基本条例が成立したこの機に、まず取り組むべき課題は実態調査の実施であると思います。

特に、今回の調査は、通常のアンケート調査ではなく、調査員面談によるものとし、生の声が反映された実態調査となるよう提言します。

また、調査活動を行うことが、調査される側の事業主への意識啓発につながるものと思われます。

以下に、具体的な調査方法を提言します。

## 2. 調査方法の提言

- ① 調査は市と商工会議所の共同事業とする。相互の協力体制のもと実施体制を整え、実務は商工会議所を中心に行う。
- ② 実施時期は平成26年度前半期とする。
- ③ 調査に先立ち、既に実態調査を実施した市（愛媛県東温市）を研修先として訪問し、先進地事例として活用する。
- ④ 商工会議所に加入する事業所を中心調査する。（約800所）
- ⑤ 調査方法は調査員面談による聞き取り調査とする。
- ⑥ 調査員は市、商工会議所の職員のほか、必要ならば専任の調査員を短期雇用するなど、面談調査に十分なマンパワーが取れるようとする。
- ⑦ 調査データーは電子化して整理・分析のうえ、計画策定と施策展開に活用する。
- ⑧ 調査結果をさまざまな手段や方法により広く公開・公表する。

## 3. 効果

この調査の目的は、1義的には実態の把握ですが、前述したように、調査を行う過程で事業主の方々に、中小企業振興基本条例が成立したこと、中小企業競争力会議を設置したこと、これからは中小企業の振興に力を注いで

いくこと等が伝わるという副次効果があります。

人的なコストはかかりますが、面談を丁寧に行い、手間をかけることが有効な調査となります。

面談調査の目的は、調査される事業主の方々に意識の変化や高まりを求めるものといえます。

また一方、調査活動が話題になれば、市民の方々の関心を呼び起こす効果も期待できます。

## 検討テーマⅡ まんでがんプラザ跡地の有効利用計画

マトリクスシートジャンル 「D:インフラ整備(ソフト・ハード)」

マトリクスシートナンバー 「17」

### 1. 要旨

まんでがんプラザとして活用していた旧ミカドビルが取り壊され更地となりました。

この地は、赤門筋と京町の交差点にあり、市街地の要所にあたります。

今後、ここをどのように活用するのかが中心市街地活性化の大きな課題であると思います。

そこで、有効活用のアイデアや考えについて意見交換を行いました。

以下に、提言された内容について記します。

なお、意見の集約は行っておりません。

### 2. 具体的な意見（順不同）

- ① 仮設の駐車場（8台程度）。
- ② 多目的な広場。
- ③ チャレンジショップ、アンテナショップとして。
- ④ フリーマーケットのスペースとして。
- ⑤ ドームテントを設置する。
- ⑥ トイレの設置。
- ⑦ ミニ公園、休憩所。ベンチを置く。
- ⑧ 地元自治会等の集会場を建設（1Fフリー、2F自治会館）。
- ⑨ 行商や産直の方が商える場所。
- ⑩ 賃貸物件として民間貸与。

### 3. 考え方・方針に関する意見（順不同）

- ① 隣接の商店や周辺施設（観光交流センター等）と一体的な活用が検討されるべき。
- ② 人を呼び込む手立てが必要。
- ③ 大門前広場が完成するまで仮使用。人の流れを見極めてから検討。
- ④ 地元の人（商店、自治会等）の意見を聞く。
- ⑤ 何をしたいかが決まるまで活用を固定化しないほうがよい。
- ⑥ 建築物は作らないほうがよい。
- ⑦ 街なかに足りないものは何か。まずそれを考えるべき。

- ⑧ すぐ更地に戻せるよう仮使用にとどめておく。
- ⑨ ここだけを点で考えるのではなく市街地全体の面整備のなかで考える。
- ⑩ ターゲットカスタマーは誰か。市民なのか観光客なのか。
- ⑪ 寺、学生、自衛隊との関連性を考え、地域全体のまちづくり計画を作るべき。

#### 4. 多数の意見

方向性としては、早急に結論を出すのは困難で、当面は仮使用が望ましいとの意見が大多数でした。

また、当跡地の活用にとどまらず、中心市街地の活性化がどうあるべきかという点に多くの議論がありました。

中小企業競争力会議としては、当跡地が市内中小企業の活性化に資するよう活用していただきたいとの思いが強くあります。

## 検討テーマⅢ 中小企業振興基本条例のPR

マトリクスシートジャンル 「C:情報発信」

マトリクスシートナンバー 「20」

### 1. 要旨

善通寺市中小企業振興基本条例の成立をうけて、条例の主旨、目的、内容等を広く公表することが大切な課題となっています。

条例は、作ることが目標ではなく、条例を中小企業振興のツールとして活用しなければなりません。

そのため、まず、この条例とは何か、何が書いてあるのか、どのように使うのか等を周知する必要があります。

そして、その周知活動を通じて、善通寺市の中小企業の実情や問題点について市民レベルの関心を喚起したいと考えます。

以下に、提言された意見について記述します。

### 2. 具体的な手法・事業（順不同）

- ① 市の広報紙・ホームページの活用。
- ② 商工会議所会報・ホームページの活用。
- ③ 条例の概要パンフレットの作成。
- ④ 市民向けシンポジウムの開催（基本条例のPRを兼ねて）。
- ⑤ 自由に意見が言える円卓会議の開催。
- ⑥ 市の広報紙に市内企業や店舗の紹介ページを作る。編集は小中学生。
- ⑦ 女性、大学生を巻き込んだタウンミーティングの開催。

### 3. 考え方・方針に関する意見（順不同）

- ① 事業者に周知→市民に周知→市内事業者から発信→市民の関心アップというサイクルが良い。
- ② 条例の周知に合わせて、中小企業振興宣言を行う。
- ③ 条例はまず事業者が知るべき。商店主が受身のままでは何も生まれない。条例を手段に自ら動くべき。
- ④ 条例のPRとは二つ。条例そのものを知ってもらう。次に、何ができるのか、どうなったのかを知ってもらう。
- ⑤ 条例周知の考え方として、中小企業の振興という面だけでなく、市民生活の視点や消費者の視点も必要。
- ⑥ 目標は中小企業の振興だが、市民の意識に訴えることが必要。

⑦ 実態調査の実施が P R活動そのもの。それをキックオフとして市民シンポジウム等につなぐ。

#### 4. 多数の意見

中小企業振興基本条例の理念を生かし、実際の行動を起こすことが何より重要であるとの考えが主流でした。

単なる周知でなく、行政も商工会議所も事業主も本気になるための周知活動であるべきという思いを強くします。

## 最後に

中小企業競争力会議は、設置要綱に示すように市内中小企業の振興について調査研究及び協議を行うことを目的としています。

設置以来、その主旨に沿って会議を重ね、ここに第1回目の中間報告をするに至りました。

当会議は、平成26年度以降も継続して開催し、今回の報告では触れることができなかった様々な課題について、新たなテーマを定めて協議をすすめます。

その後、一定の検討結果が出た段階で再度の中間報告を行う予定です。

この中間報告が善通寺市の中小企業振興と産業発展の一助となれば幸いです。

## 善通寺市中小企業競争力会議委員名簿

平成26年3月現在

No.	委員会役職	氏名	組織及び組織における役職	事業所名
1	顧問	村上 幸生	善通寺商工会議所 会頭	三和工業(株)
2	顧問	寿賀崎 久	善通寺市議会建設経済委員会 委員長	善通寺市議会
3	顧問	長谷川義仁	善通寺市議会建設経済委員会 副委員長	善通寺市議会
4	委員長	高畠 光宏	善通寺商工会議所 副会頭	(株)高畠精麦
5	副委員長	白井 浩	善通寺市商店連合会 会長	(有)白井酒店
6	副委員長	角野 幸治	善通寺商工会議所 常議員	(株)いわま黒板製作所
7	委員	久保 智彦	善通寺商工会議所 副会頭	日産プリンス香川販売(株)
8	委員	薮内 幸二	善通寺商工会議所 常議員	総合衣料 大栄
9	委員	浜崎 達彦	善通寺商工会議所 常議員	(有)香川記章
10	委員	森江 一彰	善通寺市商店連合会 副会長	モリエ米店
11	委員	島田 満沖	善通寺市農業経営者協議会 会長	(有)キウイバードコーポレーション
12	委員	谷渕 陽子	香川県中小企業家同友会 副代表理事	(株)パワーネット
13	委員	池脇 貴司	善通寺市 建設農林部長	善通寺市
14	委員	上田 英雄	善通寺市 建設農林部商工観光課長	善通寺市
15	委員	竹森 博史	善通寺市 建設農林部農林課長	善通寺市
16	委員	山下 繁樹	善通寺商工会議所 専務理事	善通寺商工会議所
17	事務局	秋山 誠一	善通寺商工会議所 業務課長	善通寺商工会議所

# 善通寺市中小企業競争力会議設置要綱

## (設 置)

第1条 本商工会議所は、市内中小企業の振興について調査研究及び協議を行うために商業・工業合同部会内に善通寺市中小企業競争力会議を（以下「会議」という）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の経営革新及び創業の促進に関すること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化に関すること。
- (3) 中小企業の経済的・社会的環境の変化に対する適応の円滑化に関すること。
- (4) 市内、中小企業者及び中小企業団体の連携の強化に関すること。
- (5) 中小企業を担う人材の確保及び育成に関すること。
- (6) その他中小企業の振興に係る重要な事項に関すること。

## (組 織)

第3条 会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中小企業者
- (2) 中小企業団体の関係者
- (3) 中小企業の振興に関して優れた見識を有する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政官庁の職員
- (6) その他、会頭が認めた者

※但し、(3)、(4)、(6)の委員については適任者がいない場合には、選出しないことがある。

## (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、任期途中で就任した者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

## (委員長等)

第5条 会議に委員長1人、副委員長2人、委員を置く。

- 2 委員長、副委員長及び委員は会頭が商業・工業合同部会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本会議に顧問を置くことができる。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ意見などを聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、本商工会議所業務課において行なう。

(規則の変更)

第8条 本要綱の変更には、商業・工業合同部会の承認を要するものとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 5月23日から実施する。

善通寺商工会議所における  
「中小企業振興基本条例」及び  
「中小企業競争力会議」の取り組み経過

【平成23年度】

平成23年 7月12日 工業部会で中小企業振興条例を議題  
8月25日 商業部会 " "  
12月20日 合同部会で条例への取り組み審議  
平成24年 2月 3日 合同部会 中小企業診断士を招き勉強会  
2月10日 合同部会 総社市商工会議所視察研修

【平成24年】

平成24年 6月 1日 会頭、工業部会正副部会長打合せ  
6月13日 合同部会 総社商工会議所視察研修  
6月25日 商業・工業正副部会長会 委員会立上げ協議  
7月 4日 " " 先進事例検討  
7月10日 第1回振興条例準備会  
（正副部会長プラス特別委員）  
8月 4日 第2回振興条例準備会 条例案について協議  
8月17日 第3回振興条例準備会 "  
8月31日 第4回振興条例準備会 要望書・条例案まとめ  
9月18日 商業・工業合同部会 要望書・条例案承認  
9月24日 常議員会 "  
9月25日 善通寺市長に要望書提出  
11月22日 商業・工業正副部会長会 研修会出席  
12月10日 合同部会 中小企業振興条例協議  
平成25年 1月17日 合同部会 "  
2月 1日 合同部会 " (スケジュール報告)  
2月28日 合同部会 "  
3月26日 合同部会 " (協議会設置について)  
6月27日 合同部会 中小企業競争力会議の設置検討  
7月 2日 商業・工業正副部会長会 中小企業競争力会議  
の運営方法協議  
7月18日 合同部会 南国市視察  
8月27日 中小企業競争力会議 事前準備  
9月27日 " " 準備会  
10月17日 第1回中小企業競争力会議 運営・開催計画

11月12日 第2回　〃　マトリクスシート作成  
11月26日 第3回　〃　〃  
12月 6日 善通寺市議会で中小企業振興基本条例可決  
12月10日 第4回中小企業競争力会議 マトリクスシート  
作成  
12月24日 第5回　〃　検討テーマの選択  
平成26年 1月14日 第6回　〃　検討テーマの検討  
1月24日 第7回　〃　〃  
2月18日 第8回　〃　検討テーマの取りまとめ  
3月18日 第9回　〃　中間報告書の検討  
3月27日 常議員会へ中間報告書を報告  
4月 1日 善通寺市中小企業振興基本条例施行

## 善通寺市中小企業振興活性化マトリックスシート(全体表)

A:調査分析 B:企画開発 C:情報発信 D:インフラ整備(ソフト・ハード) E:観光・イベント・グルメ F:市民参加 G:事業承継・人材育成 H:推進体制

高	① C E 善通寺(まち&店)、市内観光MAP作成、配布 ② C E 市サイクリングコースの設定 ③ B 地域振興券、地域通貨の発行 ④ D 老人健康推進(国保未利用者の表彰) ⑤ C 善通寺市総合展の開催(ビジネスマッチング、県主催事業の誘致) ⑥ C 各メディアでの善通寺の番組放送(市外へのPR)	⑪ D 商店街にお遍路さんの休憩所(トイレ等)や子供連れで遊べる施設の設置 ⑫ E 市内各地区でのイベントの実施 ⑬ E 片原町をイベント通りへ(善通寺F&Gフェス、善通寺まつり等) ⑭ E 市主催のイベントの整理(回数、開催場所) ⑮ H 個店ではなく商店街組織の必要性と有効利用 ⑯ B 魅力ある個店づくり	スピード(時間・やり易さ)		
			早	遅	
中	⑦ D H 善通寺経済情報システムの構築(行政の支援制度の集約) ⑧ C 善通寺のまち中小企業ニュースの発刊、配布、ネット発信 ⑨ B 商工業者の1店1品名物づくり ⑩ B C むぎゅーちゃんの活用(ダイシモチコロッケ等)	⑰ B E 農産物の一品特産化(にんにく、レタス)や六次産業化へ ⑱ D E 札所5ヶ寺ライトアップめぐり ⑲ B E キウイと銘水を使用した善通寺サイダーの発売 ⑳ E 善通寺の観光資源発掘(例:明治の建築物など) ㉑ E 参拝客を観光客へ ㉒ E 弘法大師生誕の地PR(大師&自衛隊のまちシンポジウム、真魚ブランドの創設) ㉓ E 観光施設と見た本山の協力体制 ㉔ E 365日市内イベントカレンダーの制作 ㉕ E 七力所まいり、五力所まいりを観光資源に ㉖ E 金倉寺(鬼子母神)のPR(子育て)、サクロリキュー販売	54 E 食べ物を活用したまちおこし 55 E ワンハンドフード(B級グルメ)の普及促進 56 E オープンカフェの設置 57 E 食べ歩きができるグルメ(麺)ロードの設置 58 E うどん長屋やラーメン長屋の設置 59 E 善通寺名物駅弁の開発(ダイシモチ麦、タマネギ、キウイ)		
低	⑫ H 行政中小企業者の意見交換会 ⑬ H 市役所内部へ中小企業振興係りの創設 ⑭ F 小・中・高・大生の企業体験機会の創出 ⑮ H 競争力会議委員の追加 ⑯ D 市空き店舗事業に関する貸付登録の推進 ⑰ D まんでがんプラザ跡地の有効利用計画 ⑱ F 大学生を巻き込んだまちづくり ⑲ C F 市の広報誌に企業紹介ページ(小中学生が取材編集) ⑳ C 中小企業振興基本条例のPR(市広報、善商会報、HP等)	㉗ C F 市民との協働タウンミーティングの実施及び情報発信 ㉘ H 善通寺市中小企業営業本部の設置 ㉙ H 市役所内部の機構名称変更(産業振興課など) ㉚ A 行政、商工業者、消費者へのインタビュー及びアンケート調査の実施 ㉛ A マーケティングの実施(潜在化されている顧客ニーズの発掘) ㉜ A 実態調査の実施(現状の市内の事業者数や市民及び市役所の状況や考え方の把握) ㉝ C インターネットで情報発信(Uチューブの活用、ロケ地情報など) ㉞ E F ボランティアガイドの育成	60 D G 雇用の確保(市内就業者数の増加) 61 D JR四国善通寺駅のアクセス改善要望 62 D 空き家対策条例を制定(空き家の活用と情報発信) 63 D 企業誘致活動 64 D 起業(ベンチャー)支援体制の制度化、創業塾 65 H 市内各分野(産・学・官・公等)の連携体制の整備		

スピード(時間・やり易さ)

遅

早